

厚生労働省「第3回 レセプト情報等の提供に関する有識者会議」 年度内にデータ提供のモデル事業を実施

2010/11/25

厚生労働省は11月25日、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」（座長：開原成允・国際医療福祉大学大学院院長）を開催し、2010年度内に、レセプト情報・特定健診情報等のデータ提供についてモデル事業を実施することを了承した。データ利用者を同会議の委員に限定し、利用者からの申請、同会議による審査、利用者へのデータ提供までを模擬運用する。



モデル事業には実運用の手順確認とともに、ガイドラインの精緻化の役割も含まれており、事務局は「様々な利用パターンを想定できるように、できるだけ多くのモデル事業案を提出してほしい」と委員に呼びかけた。モデル事業はデータ提供までの試運用として、実際のデータ分析までは求めない考えだが、委員からは、実運用の模範となるような有益なデータ分析を実施し国民にも広く制度を周知すべきとの意見が上がった。2011年1月まで事務局でモデル事業への申請を受け付け、2月開催予定の会合において模擬審査を行う予定。日本医師会常任理事の石川広己委員は、「日本医師会としてモデル事業に申請することを検討している」と名乗りを上げた。

■一般社団・財団法人をデータ提供から除外する案に批判

事務局はこの日、ガイドライン修正案として、データ提供の試行期間を2011年度から2012年度までの2年間とし、2013年度から本格運用するスケジュールを示した。ただし、2013年度運用は最短の場合とし、運用手続き等が間に合わなかった場合は試行期間を延長する。試行期間のデータ提供には、年2回～4回、各10日間程度の募集期間を設け、申請を受け付ける。

初回会合から議論されてきた医療機関・薬局コード及び保険者番号については、原則的に提供せず、地域性の分析・調査に用いる場合のみ同会議での審査を経て提供できるとの案を示したが、例外を認めるべきでないとする医療機関側委員と、提供することを原則とすべきとする研究者側委員の合意が得られず、了承には至らなかった。

また、データ利用者として、公益社団・財団法人を含めた一般社団・財団法人を対象外とする案については、「医療系の学会は一般社団法人が運営しているものがほとんど」などとして批判が続出。委員は、柔軟な審査に対応できるように、ガイドラインの再修正を求めた。

次回開催予定は2011年1月20日。ガイドラインの詰め作業を行い、模擬審査の準備に取り掛かる。